

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の
公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

奈良地方法務局

登記官 椿 井 公 二

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
1500-2023-0071	奈良県天理市山田町 3 8 0 6 番
1500-2023-0072	奈良県天理市山田町 3 8 0 8 番